

いじめ防止基本方針

三次市立田幸小学校

1. 目的

いじめは、児童の命に関わる問題であり、どの子どもにも起こり得るものであるという認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見、早期対応に組織的に取り組む。

2. いじめ問題についての共通認識

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと。
- いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行うこと。
- 道徳教育等を通して命の大切さや生きることのすばらしさや喜びなどについて学校教育が果たす役割を強く自覚すること。
- 良好な人間関係の基盤づくりのために家庭教育の果たす役割について保護者の理解を求めること。
- 家庭、学校、地域社会など全ての関係者が、それぞれの役割を自覚して一体となって真剣に取り組むこと。

3. いじめの未然防止と早期発見、早期対応

- 相談機能を充実させるとともに、児童の小さなサインを見逃さない。
- 日常的な教育活動を通じて、教職員と児童、児童間の共感的な人間関係づくりに努め、児童との絆を深める。
- いじめ問題を教職員が一人で抱え込まないように組織的な対応をとる。
- 正確で迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。
- 学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者及び関係機関と適切な連携を図る。
- 保護者等から訴えを受けた場合は謙虚に耳を傾け迅速に対応する。
- 個人情報に留意し、事実を隠蔽することがないよう正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

4. 指導の進め方と組織的な対応

- 発見した教職員は、管理職及び生徒指導主事等に連絡する。
- 管理職及び生徒指導主事は、複数の教職員から情報を収集する。
- 対策会議を迅速に開く。(企画委員会・生徒指導主事・関係教職員)
 - ・事実関係の正確な整理・被害児童からの聞き取り
 - ・加害児童からの聞き取り・指導方針の明確化
 - ・加害、被害児童保護者への対応・謝罪等の場の設定
 - ・指導後の状況把握・その他